



きさらづし 農委だより

令和4年4月1日

第47号

発行：木更津市農業委員会
編集：農業委員会事務局
電話：0438(23)8693**植物や自然の力に任せる**

ニンニク農家 太田陽介さん

太田さんは、矢那地区で「ホワイト六片」というニンニクをメインに生産しています。

「植物の本当の気持ちはわからない」という思いから、なるべく人の影響を与えないように、必要以上に与えたり除去したりせず、資材も極力自然由来のものを使うことを心がけているようです。

元々は会社員で特に不満もありませんでしたが、40歳という節目を迎え、「このまま定年退職まで同じ会社で働き続けていてよいのだろうか。何か別のことができないか。」と考えるようになりました。第二の人生を歩みたいと模索していたときに農業と出会い、妻も「後悔が無いように」と後押ししてくれて、思い切って就農を決意し今日に至ります。

イノシシによる被害が多いので、獣害を避ける作物として選んだのがニンニクで、同様に生姜も並行して栽培しています。ニンニクは、軽いので大きな機械が無くても一人で栽培ができ、単価も高い。また、保存がきくので販売の自由度が高いというメリットもあります。収穫後は、個人のお客様だけでなく直売所・飲食店へも販売しています。

今後は、個人経営から規模を拡大し、組織による栽培でニンニクを周年出荷したいです。収穫量が増えてきたら、まとまった取引も行っていきたいと考えています。今年になって農地を少し拡大したので、耕作面積を広げていくうえで人員・資金・設備などの確保が課題です。

今は日々の作業で精一杯ですが、農業を始めて人とのご縁の大切さを感じたので、今後は地域の活動に少しずつ参加していきたいです。

会長あいさつ

木更津市農業委員会 会長 安藤 一男



農業者の皆様には、日頃より農業委員会の活動に対し、ご理解ご協力を賜り、心よりお礼を申し上げます。一昨年から続いている新型コロナウイルス感染症は、衛生対策及びワクチンの普及により一時は拡大が落ち着きましたが、新たな変異株の出現により、皆様の暮らしへの影響は大きかったことと思われま

す。しかし、こうしたなかでも、木更津産米食味分析コンクールが無事開催されました。そこで受賞した「木更津産米」が国際大会及び千葉県のコシヒカリにおいて、それぞれ高い評価を獲得し、生産者の方々が木更

津産米を大いにアピールしてくれました。農業委員会では、例年「農地利用状況調査」における農地パトロールや、その調査結果に基づいて行う「農地利用意向調査」を実施しておりますが、昨年の制度改正により新たな業務を実施することとなりました。農地利用最適化推進委員と農業委員が、遊休農地の利用の意向を把握するため、直接訪問して確認する等の活動を開始しております。今後も、農地の利用の最適化の推進について、遊休農地の発生防止と解消、担い手への農地集積・集約、新規参入の促進等に努めてまいりますので、皆様のより一層のご理解、ご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

令和四年度 農業委員会総会 日程について

農地を耕作する目的で売買・貸し借りする場合や、市街地調整区域内の農地を農地以外に転用（用途変更）する場合は、農業委員会または知事の許可が必要になりますので、事前に許可申請をしていただき、農業委員会総会で許可・審査をします。

許可を受けずに売買や貸し借り、転用をしている場合は違反となりますので、必ず事前に許可申請をしてください。

【農業委員会総会予定表】

総会開催日	許可申請書 提出期限
4月7日(木曜)	3月16日(水曜)
5月9日(月曜)	4月18日(月曜)
6月6日(月曜)	5月16日(月曜)
7月6日(水曜)	6月16日(木曜)
8月5日(金曜)	7月19日(火曜)
9月7日(水曜)	8月16日(火曜)
10月7日(金曜)	9月16日(金曜)
11月8日(火曜)	10月17日(月曜)
12月6日(火曜)	11月16日(水曜)

※総会開催日は変更になることがありますので、申請等がある場合は事務局にご確認ください。

今年度も実施します！ 利用状況調査

農業委員会では、遊休農地（現に耕作されておらず、草刈り等の保全管理もされていない農地）の実態把握と発生防止解消、農地の違反転用防止対策等について重点的に取り組むことを目的として「農地利用状況調査」を九月から十月まで実施します。

調査の際には農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地に立ち入ることがありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

制度が変わりました！ 利用意向調査

「農地利用状況調査」の結果により遊休農地の所有者に対して、十一月以降に該当の農地の今後の農業上の利用の意向を郵送により調査いたします。

なお、これまではその年に新規で発見した遊休農地の所有者等に対して、調査を実施しておりましたが、今年度より、全ての遊休農地の所有者等に対して、毎年調査を実施することとなりました。このため、以前に一度意向の確認をした遊休農地の所有者等に対しても、再度調査を実施いたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

また、期日までに郵送により回答が得られない場合は、地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員が直接訪問等により利用の意向について確認をさせていただきます。



地曳さんが携わっている岩根小学校での米作り体験



手作業で稲苗を植えています



小学生の米作り体験をお手伝いしよう プロジェクト（仮称）について

農業委員 地曳昭裕

木更津市の小学校では、五年生になると米作りの学習をします。米作りは、机上でも十分に学習することは出来ませんが、やはり、春の薫風そよぐ中、代かきを終えた田んぼに足を踏み入れて稲苗を手植えする田植

え、梅雨期の晴れ間に額に汗をかきながらの田の草取り、初秋の澄み切った青空の下、黄金色に色づいた稲穂の株をざくりと刈り取る稲刈り等々、このような体験は全ての小学生が等しく体験して欲しいものの一つです。日本は、古来より稲作に関わる諸作業と神事が重なること、稲を刈ることは食糧生産というステージに加えて、民俗的にも



児童の皆さんが植えた稲苗



次代に継承すべき所作、振る舞いだと思っています。米作り体験は食育にも通じます。木更津市では国の食育基本法に基づく食育推進政策に連動する形で、市独自の新たな木更津市食育推進計画を本年三月に策定しましたが、農業委員会の果たすべき業務の一つに遊休農地の解消があり、遊休農地発生の一因として米の消費減退もあることから次代を担う小学生には米を

作り、米を食べることが地域活性化に繋がるとの理念を食育を通じて理解して貰いたいという思いがあります。

現在、市内公立小学校十八校中米作り体験を実施している学校は六校です。この内四校で農業委員、推進委員が関わっていますが、今後も木更津市農業委員会は、小学生の米作り体験の準備段階からお手伝いをして多くの小学五年生が米作り体験を出来るよう努めてまいります。



実施校の高柳小学校での風景

その行為、違反かもしれません

― 農地転用は必ずご相談ください ―

農地転用をするときは、転用する前に農地法による手続きが義務づけられています。

市街化調整区域内にある農地は転用が厳しく制限されており、許可なく転用すると農地法違反となります。なお、砂利を敷く・土を入れる・簡易な倉庫をつくるという行為も手続きが必要となりますので、必ず事前に農業委員会までご相談ください。また、市街化区域内にある農地は、事前に届出が必要で、詳しい手続き方法については、お問い合わせください。



農地法に違反した場合の罰則
三年以下の懲役、または三〇〇万円以下
(法人は一億円以下)の罰金





令和4年に 新農業者年金の制度が改正されました

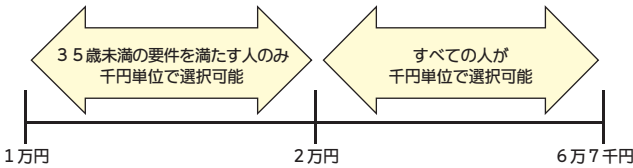
長期化する高齢期の経済基盤を充実させるため、また、若い農業者が加入しやすくするため、新農業者年金制度が改正されました。

【制度改正の内容】 ※平成14年1月から新制度として始まった、現在の農業者年金が対象です。

若年者の保険料の引下げ (令和4年1月から)

35歳未満で一定の要件を満たす農業者が通常加入するときは、1万円から千円単位で保険料を選択できるようになりました。

令和4年1月から



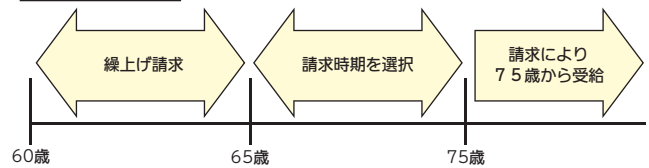
【一定の要件】

- ① 「認定農業者かつ青色申告者」でない者
- ② 「認定就農者かつ青色申告者」でない者
- ③ 「①または②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属」でない者
- ④ 認定農業者でも青色申告者でもない者
- ⑤ 「①または②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者」でない者

受給開始時期の選択 (令和4年4月から)

昭和32年4月2日以降に生まれた人を対象に、65歳以上75未満の間で受給時期を選択できるようになりました。

令和4年4月から ※昭和32年4月2日以降に生まれた人のみ

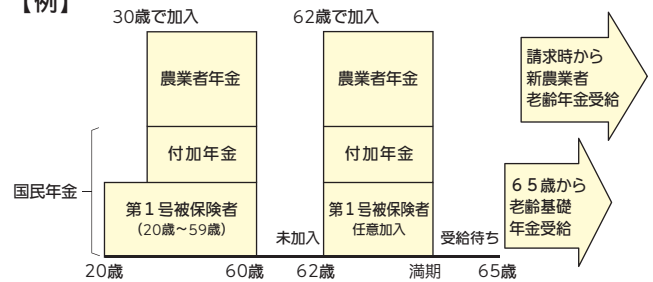


特例付加年金も、受給要件を満たしていれば、同様にいつでも受給開始時期を選択することができますようになりました。

農業者年金の加入可能年齢の引上げ (令和4年5月から)

60歳以上で国民年金に任意加入している第1号被保険者も、農業者年金に加入できるようになりました。

【例】



農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、年間60日以上農業に従事している国民年金第1号被保険者が加入できる上乘せの年金です。

通常の国民年金の保険料を満額納めている場合、65歳から受給する老齢基礎年金は1か月あたり約6万5千円となりますので、老後の生活を考えると年金額の上乗せには大きなメリットがあります。

農業者年金は、お申し出日に加入、または脱退でき、金銭的な余裕のある時期だけ加入することができます。条件を満たす35歳未満の農業者は、1か月あたり1万円から保険料を設定できるようになりましたので、若い方でも加入しやすくなりました。ご興味のある方は、農業委員会までお問い合わせください。

編集後記

新型コロナウイルス感染症が流行してから二年以上が経ちました。陽性者数が一時的に減少しましたが、今年に入ってまた増加し始め、不安な日々をお過ごしの方も多いかと存じます。マスクの着用や、こまめな手洗い・アルコール消毒など、しっかりと感染症対策をしていきたいですね。▼編集部では、農委だよりに登場していただく農家さんを募集しています。自身のことを紹介してほしい方、お知り合いの農家さんを紹介したい方のご連絡をお待ちしております。

木更津市農業委員会は、令和五年七月に委員の改選を迎えます。若い方や女性も受け入れておりますので、業務内容などにご興味がありましたらお気軽にお問い合わせください。

購読料…月額七〇〇円 (送料、税込み)

発行日…毎週金曜日発行 (月4回)

「全国農業新聞」は、全国農業会議所が発行する、経営と暮らしに役立つ農業専門誌です。「週刊」を活かし、農政の動きや技術・流通など、農業に関する最新の情報をお届けいたします。県内の農業の様子や、木更津市内の情報も掲載されております。また、紙面は見やすいオールカラーとなっております。

興味のある方はパンフレットをお渡ししますので、お気軽に木更津市農業委員会までお問い合わせください。

全国農業新聞を
購読しませんか